

第 26 回仙台市動物愛護協議会 議事録

開催日時	平成 30 年 1 月 26 日（金） 14：00～15：38 分
開催場所	青葉区役所 4 階 第 1・第 2 会議室
委員 （順不同・ 敬称略）	佐藤衆介（会長） 小野裕之（副会長） 木村孝 後藤美佐 齊藤千映美 山口千津子 （欠席＝柴内裕子 堀江俊男）
事務局	健康福祉局保健衛生部長 同動物管理センター所長 同動物管理センター主査 同動物管理センター主任 同保健管理課主幹兼保健総務係長 同保健管理課保健総務係技師
次 第	1. 開会 2. あいさつ 保健衛生部長 3. 議題 （1）平成 29 年度仙台市動物愛護アクションプラン実施結果について （2）平成 30 年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）について （3）その他 4. 閉会

発言者等	
〈開会〉 進行	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより第 26 回仙台市動物愛護協議会を開会いたします。</p> <p>それでは最初に、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。配付資料といたしまして、次第の裏面に配付資料の一覧がついております。こちらのほうのご確認をお願いいたします。大丈夫でしょうか。次第、名簿、座席表、資料 1 の実施状況、資料 2 のアクションプラン（案）、あとは参考資料ということで、動物愛護協議会の設置要綱、愛護行政の基本指針、動物愛護アクションプラン、飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドライン、それから、NPO 法人エーキューブ様の平成 29 年度事業報告、その他関係事業のチラシでございます。もし資料に不足がございましたらお申し出ください。大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、仙台市健康福祉局保健衛生部長の石澤よりごあいさつ申し上げます。</p>
〈挨拶〉 保健衛生 部長	<p>どうも皆様こんにちは。紹介のありました保健衛生部長の石澤でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中、動物愛護協議会の委員をお引き受けいただきましたこと、まづもって御礼申し上げます。まことにありがとうございます。</p> <p>昨年度は、1 年以上にわたって議論をしまいいりました「猫の適正飼育ガイドライン」、これを、本協議会におきまして取りまとめていただきました。今年度はこのガイドラインに基づいて、動物管理センターにおいて適正飼育に向けた取り組みを強化しているところでございます。</p> <p>飼い主様が適正に猫を飼育されることを、このガイドラインに基づいて進めていって、最終的に全ての猫が家族の一員として飼育されるように、また、地域に飼い主の</p>

	<p>いない猫が多数いるという状況が続いておりますので、過渡的な取り組みとして「地域猫活動」、これを推進していくということで、「人と動物が共に健康に生きる街」の実現に向けて、施策を強力に進めていきたいと考えているところでございます。</p> <p>本日の議題ですが、前回、3月の協議会以降、平成29年度、本年度のアクションプランに沿って実施してきました主な事業についてご報告をさせていただくとともに、来年度、平成30年度の動物愛護アクションプランについてご説明をさせていただきます。委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>それでは、今期の委員にご就任いただきました皆様を五十音順にて紹介させていただきます。</p> <p>まず、小野裕之様。</p>
小野委員	<p>仙台市獣医師会の会長を拝命しております小野と申します。よろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>木村 孝様。</p>
木村委員	<p>ペットショップ、トレーニングショップ、それから訓練士、ブリーダー等の加盟します東北優良ケネル事業協働組合の理事長をしております木村 孝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>後藤美佐様。</p>
後藤委員	<p>NPO法人エーキューブの副理事をしております後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>齊藤千映美様ですが、ただいま向かっております。</p> <p>佐藤 衆介様。</p>
佐藤委員	<p>帝京科学大学の佐藤です。よろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>山口千津子様。</p>
山口委員	<p>日本動物福祉協会の顧問をしております山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
進行	<p>なお、名簿のほうにはございますが、柴内裕子様と堀江俊男様につきましては、本日、所用により欠席となっております。</p> <p>なお、委員の委嘱期間は、平成29年4月1日より平成31年3月31日までとなります。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>引き続き、会長選出に入ります。会長は委員の互選となっておりますが、どなたかご推薦はありますか。</p> <p>後藤先生。</p>
後藤委員	<p>佐藤委員がよろしいかと思えますけれども。</p>
進行	<p>ただいま佐藤委員を推薦するご意見がありました。佐藤委員、会長就任についてはいかがでしょう。</p>
佐藤委員	<p>皆さん、推薦いただけますならばお引き受けいたします。(拍手)</p>
進行	<p>ありがとうございます。それでは、佐藤委員に会長をお願いいたします。佐藤委員、会長席へのご移動をお願いいたします。</p>

	<p>それでは、佐藤会長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>帝京科学大学の佐藤です。</p> <p>私は動物行動学、応用動物行動学、これが専門です。基礎学が動物行動学ですね。それで、応用、どういう場面で応用するかということですが、動物福祉です。動物福祉というのは、当然、飼育環境管理ということで、その動物行動学視点からということで、心理学的な側面から判断し飼育環境の整備を畜産動物を中心に行ってきました。</p> <p>しかし、畜産動物だけじゃなくて、当然、ペット動物も展示動物も、野生動物も、動物に一番配慮しなければいけない部分というのは動物の福祉向上ということだと思いますので、共通的な視点ということで、全ての方面での研究も少しずつ始めているというところです。</p> <p>専門が畜産動物ですので、微力ですが、この動物愛護行政にも貢献できればと思っています。よろしくお願いします。</p>
進行	<p>佐藤会長、ありがとうございました。</p> <p>次に、副会長の選出に入りたいと思います。規定によりまして、副会長は会長が指名することとなっておりますので、佐藤会長からご指名をお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>それでは、動物愛護行政の推進に、やはり獣医師会の支援というのは最も重要だと思いますので、獣医師会会長の小野先生にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
小野副会長	<p>よろしくお願いします。</p>
進行	<p>よろしくお願いします。</p> <p>それでは、小野委員に副会長をお願いいたします。小野先生、副会長席へのご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、小野副会長より一言ごあいさつをお願いいたします。</p>
小野副会長	<p>改めまして、仙台市獣医師会の会長を去年の5月から拝命しております小野と申します。私は、動物病院の病院長をやっています。もう三十二、三年ぐらいになるかと思えますけれども、開業してそのぐらいになります。ずっと臨床一筋といえば臨床一筋でしたので、学会の仕事とかもしていましたけれども、大体行政のこととか、こういう愛護活動のことは、実は疎いなと思う部分もあり、見よう見まねでここまでやってきました。</p> <p>今回、会長になってから七、八カ月ぐらい経ちますけれども、まだまだ勉強しなきゃいけない部分ばかりでわからないことが多いので、今日も獣医師会の会長として何か偉いことを言うというよりは、いろいろな勉強をさせていただいて、その中で何か私の感じるようなところがあればお話できればなと思っています。よろしくお願いします。</p>
進行	<p>小野副会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ちょうど向かっていただいております齊藤千映美先生が到着されましたので、ご紹介させていただきます。齊藤千映美先生です。</p>
齊藤委員	<p>こんにちは。遅くなりまして申しわけございませんでした。よろしくお願いします。</p>
進行	<p>それでは、議事に入ります前に、事務局よりお願いがございます。本日の協議会は</p>

	<p>公開で行われておりまして、議事録を作成いたしますので、ご発言の際はお手元のマイクをお使いいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>これからの議事進行につきましては、協議会設置要綱第6条の規定に基づきまして、会長をお願いすることとなります。佐藤会長、よろしくをお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>それでは早速ですが、次第に則りまして、議題のほうに入っていきたいと思います。</p> <p>1番目が、平成29年度仙台市動物愛護アクションプラン実施結果について。そして、引き続いて、関連しますので、平成30年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）について、あわせてご説明をお願いいたします。事務局のほうからお願いいたします。</p>
動物管理センター 所長	<p>それでは、事務局の動物管理センターの小野寺のほうから説明させていただきます。座らせて説明をさせていただきます。</p> <p>平成29年度仙台市動物愛護アクションプランの実施状況と来年度のアクションプランの計画について、お手元の資料1及び2に沿って、項目ごとに説明したいと思います。</p> <p>今年度実施分の主な事業についてご説明いたします。</p> <p>斜体で示したものはこれから実施するものでございます。統計の数字に関しましては、平成29年度12月末での集計でございます。</p> <p>最初に1ページ、【重点事業1】の「飼い主のいない猫対策事業」でございます。仙台市は、仙台市獣医師会が進める飼い主のいない猫の社会復帰事業である不妊去勢手術費の助成事業へ一部経費の補助をしており、平成29年12月末時点において、249頭の実績でございます。</p> <p>この事業の効果として考えておりますのは、猫のセンターへの収容数及び猫に関する苦情数の減少でございます。</p> <p>2ページ目をご覧ください。実績といたしましては、猫の収容数は前年比の77%、658頭と減少してございます。この結果より、助成事業の効果を確認できる一方で、苦情相談数は545件、前年比99.3%とほぼ同数で推移してございますが、以前と比べて内容も複雑化して、1件あたりの対応時間も長引くばかりとなっております。不適正な飼育を行う飼い主が少なくない現状が、件数の増加や高止まりの原因として考えているところでございます。</p> <p>1ページ目に戻ってください。今年度は、市内大型スポーツ公園敷地内における飼い主のいない猫問題への取り組みとして、仙台市、公園管理者及び施設使用者の3者による協働で、公園内の猫に対するTNR活動を実施いたしました。捕獲機やケージ等の貸し出しや捕獲作業の支援を行い、3回の捕獲作業で計18頭の猫の手術が済んでおります。</p> <p>12月18日には「飼い主のいない猫セミナー」を開催しております。講師には、獣医師でかつ米国獣医行動学専門医である入交先生による「猫の行動・習性を知ろう」という演題で、猫の行動学的な特性や問題行動を予防するための飼育管理方法等について講義いただいております。猫の複数飼育、犬と猫を飼育する方が多い昨今、実践的な内容で飼い主にとっては大変参考となる内容であったと思われれます。3月にはカリフォルニア大学デイビス校の田中先生をお迎えして、「地域の動物（猫）を守るために、</p>

地域で出来ること」の内容にて講演いただく予定となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。えさやり苦情相談件数の53件、チラシ配布数が12件で、計362枚配布となっております。えさやり苦情相談については町内会等により、飼い主のいない猫による環境美化問題の切り口でご相談いただく機会が多いのが現状でございます。

過渡的対策として地域猫活動の取り組みを進める町内会への説明資料として、別添の「猫を悪者にしないために地域で考えてみませんか？」を活用してございます。こちらは、昨年度の本協議会の皆様からご意見、ご承認いただいて作成に至った「猫の適正飼育ガイドライン」の一部を抜粋して広報ツールとして作成したものととなります。本広報ツールは町内会のみならず、個人や施設を所管する事業者に対しても普及・啓発のために使用しているところでございます。

続きまして、【重点事業2】の「動物介在活動の普及推進」でございます。当協議会の柴内委員が総院長を務める赤坂動物病院の獣医師でもある千葉陽子先生をお招きいたしまして、8月には動物介在ボランティアセミナーを、12月にはセミナー受講者とNPOエーキューブの会員を対象とした実地研修を開催いたしました。

3ページ目をご覧ください。今年度、市内小学校の訪問活動ですが、エーキューブと協働で、学級閉鎖で中止となりました西多賀小1校を除きまして9校実施いたしております。今年度中、さらに5校での実施を予定しております。昨年度は計4校の実施でしたが、今年度、これほど大幅に増加した理由として、これまで学校長会にて訪問活動の案内文書を配布していたものを、直接学校に送付したことで、多くの先生がご覧になり、多数の応募につながったのではないかと考えられました。

なお、セミナーや訪問活動については、後ほど後藤委員より報告いただきたいと思います。

次に、重点事業以外の平成29年度アクションプランの具体的な取り組みでございます。4ページ目をご覧ください。「I 適正な飼育の推進」の「2. 公園等によるマナー向上の推進」につきまして、苦情等の問題がある公園等におきまして、早朝や夕方の監視を12カ所24回実施してございます。動物ふれあい活動、動物介在活動、譲渡会を通じて、また区民祭り等の参加により、飼い主の適正飼養に関する啓発事業も行いました。

「3. 動物の理解促進」につきましては、センターの行事として動物ふれあい体験教室、動物介在活動の実施、専門学校生や高校、小中学校の授業として施設見学の受け入れ等、現在まで64回実施してございます。センターの状況説明、収容動物のふれあいにより、適正飼育の大切さを訴えていたところでございます。

「I-②終生飼養の推進」についてでございますが、7月に獣医師である兼島孝先生をお迎えして、「人とペットのビミョーな関係」と題して、人獣共通感染症についての講演をいただきました。一般市民以外にも保健所等から行政関係者の出席が多数見られ、人獣共通感染症における感染予防の重要性について改めて気づかされる内容でございました。11月には、ワンワンパーティークラブの代表を務める三浦先生により、「今日から出来る上手な犬のしつけ方」のお話をさせていただきました。動物の行動学とは違った視点からの先生の経験則に基づいたしつけ方法や問題行動の解決方法等は

興味深いものばかりで、飼い主さんの中には実践されている方もいるのではないかと考えられました。来月には、千葉陽子先生をお迎えして、「人も犬も褒めて楽しく」という内容でしつけ教室を開催予定です。

続きまして、5ページ目をご覧ください。飼い主からの引取相談数ですが、前年度比 61.5%と、昨年度よりは減少してございます。手放したい理由で多い項目といたしましては、飼い主の高齢化に伴う施設への入所や独居の高齢飼い主の死亡等でございます。引き続き家族やご親族で飼育していただくようお願いしたり、新たな飼い主を探してみるようご提案をするのですが、住居環境や動物を飼育したことがない等の理由で引き取らざるを得ない状況が続いてございます。

「2. 収容動物の譲渡の推進」ですが、獣医師会の会員動物病院にお手伝いいたしております。譲渡対象の犬や猫の避妊去勢手術やマイクロチップの無償提供については、1ページ及び6ページに記載のとおりでございます。また、2月からは譲渡猫の写真展を市役所本庁舎市民ギャラリー及び動物管理センターにおいて開催を予定してございます。あわせてセンターの譲渡事業の周知、完全屋内飼育の猫の適正飼養について啓発していきたいと考えてございます。

「I-③未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策」といたしましては、4月には137会場にて1万8,538頭の注射を実施したところでございます。動物病院では12月までで1万4,931頭を実施し、12月1日付でまだ注射を受けていない犬1万2,144頭の飼い主に対して督促状を送付してございます。

7ページ目をご覧ください。「I-④動物取扱業者への責務の徹底、指導・啓発」についてでございます。年間立ち入り件数は169件、苦情は5件でございました。苦情の内容といたしましては、販売中の展示方法、不適正飼養等さまざまでございました。主な指摘内容といたしましては、台帳整備が不適切なものが一番多くて33件となっております。また、動物取扱責任者の研修会は宮城県と共同で5回開催いたしました。290名が受講いたしまして、94.5%の受講率となっております。特別講演といたしまして、講師に浅野明子弁護士をお招きして、「動物の取扱いに関するトラブル」についてお話をいただきました。講演中にも質問も多数あり、受講者の関心の高い内容であったのではないかと思います。

8ページ目をご覧ください。「II-③災害時の動物愛護対策」でございます。6月24日に館町内会の避難訓練、9月10日に青葉区総合防災訓練、10月21日に片平地区合同防災訓練、11月12日に福住町町内会防火防災訓練に参加いたしました。各会場において展示ブースを設けて、一部会場ではエークューブの会員の犬にも参加協力いただきました。ペット同行避難に関するチラシ等配布する等、啓発に努めております。ペットと一緒に暮らしている人もそうでない人も、関心を持っていただく機会を得たものと考えております。また、宮城野区や青葉区の区民祭りにおいても、ブースを設けて、ペット同行避難の啓発を行ったところでございます。

次に、仙台市被災動物救護対策本部の事業として行っております、復興公営住宅のペットの会に対する支援につきましては、芦の口団地において、ペットの会設立支援を行ってございます。その他の復興公営住宅団地も含めて、会員に対する獣医療の補助、避妊去勢手術の支援、マナーアップ活動や苦情への助言や対応等を行っていると

	<p>ころでございます。被災動物救護における記録誌の発行につきましては、後ほど小野委員よりご報告いただきたいと思います。</p> <p>最後になります、「Ⅲ人材の育成、市民との連携」の中で、動物愛護に関するその他の事業についてでございます。今年度の動物愛護週間行事といたしまして、仙台市獣医師会と宮城県獣医師会共催で「どうぶつフェスタ in MIYAGI」を開催予定でありましたが、残念ながら台風により中止となっております。</p> <p>続きまして、資料2に移らせていただきます。</p> <p>平成30年度仙台市動物愛護アクションプランについて、今年度と変更のあった点についてご説明いたしたいと思っております。</p> <p>まず、2ページ目をご覧ください。「Ⅰ－①飼い主のマナー向上対策」における「3. 動物への理解促進」についてでございます。昨年度、大変稀ではございますが、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）やコロナバクテリウム・ウルセランス感染症の猫から人への感染が明らかになってございますが、今後もさまざまな感染症についての知見が出てくる可能性もありまして、正しい理解の促進の必要性が増していることから、「動物の感染症について」の文言を盛り込んでございます。</p> <p>次に、「4. 多頭飼育問題への対応」についてでございます。高齢者単身世帯や生活保護受給者世帯において、多頭飼育事例の相談が増加しております。多頭飼育に至る前に、早期の探知や指導等が必要になることから、今回新たに「福祉関連部署等との連携や情報共有」について追加いたしてございます。</p> <p>4ページ目をご覧ください。「Ⅱ－②飼い主のいない猫対策の推進」についてでございます。仙台市獣医師会が実施している「飼い主のいない猫社会復帰事業」への補助事業は平成22年から継続して実施しており、今後は不妊去勢手術の助成金増額等の制度の拡充ができるよう、関係部署や獣医師会等とも協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、表現を「充実」に変更してございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>佐藤会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、小野寺所長のほうからご指摘あったように、小野副会長のほうから、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成、あとは被災動物救護対策本部、名前が変わって連絡会ですかね。これの復興公営住宅ペットの会会員への補助、震災の記録誌等について補足説明をお願いします。</p>
<p>小野副会長</p>	<p>それでは2点、報告の追加をさせていただきます。</p> <p>資料でいうと、資料1の1ページ目ですね。飼い主のいない猫の不妊去勢事業の、これはもう頭数の推移が、ある程度状況を物語っているかと思っております。平成28年度の年間が、合計の頭数で323頭、平成29年度は12月31日付で249頭で、この249という数字は、実は前年とほぼ一緒で、大体そのぐらいの数です。なので、大体同じぐらいのペースでやっているということだろうなと思っております。</p> <p>こういう実施頭数に対する解釈というのは結構難しく、例えば普通の一般の方が地域猫を連れてくることもあるし、ボランティアの方で地域猫を何とか捕獲して連れてきてくれる方もいるし、いろいろなパターンがあるんですけども、その中で、例えばボランティアの方がどれだけ動けるかとか、そういったことに実は左右されてみ</p>

たりとか、あとは対応する動物病院のほうの体制がどうであるとか、そういったこととか、いろいろなことが絡まってくるので、本当はどうだというのはなかなか解釈が難しいですけども、私の思っている感想としては、この資料の2ページ目ですね。猫の収容頭数が平成26年度から平成29年度にかけて漸減してきておりますので、これは無視できない現象だろうなという印象は持っています。ということも含め、事業としてはきっちりこれからもやっていくことが大事だろうというふうに判断しておりますし、先ほど小野寺所長のほうからありましたとおり、この事業を充実させていく方向で、獣医師会として何らかの重点的な課題としてさらに取り組むというスタンスでいこうかなというふうに思っているところでございます。

それから、復興公営住宅の支援の件ですけども、これはたまたま事務局のほうから昨日、今日と出払っております、具体的な数字を今お話しできないんですけども、どのような活動をしているかという、1つは、診療補助券というものを作成して、復興住宅で動物と一緒に入ることになった飼い主さんに対して差し上げています。どんなことでも使っていいですよということで、それをお渡ししていますけれども、実際にそれが利用される頻度というのは、これは率直に申しますと、だんだん減ってきています。なので、それは要するに必要ないという意味ともとれますし、わざわざそれを持っていくのも面倒くさいしということもあるかもしれないし、そもそも病院に行かないということもあるかもしれないし、解釈はそれも難しいんですけども、ただ、事実としては減ってきているということが1つあります。

それから、避妊去勢手術に関しては、その補助券と、もう一つ助成という、避妊去勢に対する手術の助成金というのと、2つ合わせて恐らくほぼ無料で避妊去勢手術はやれますよというふうな形で事業を進めてきたんですけども、これもやはり頭数は思ったよりは伸びていないのが事実です。これは多分、もう既に避妊手術していますという話もよく聞きますし、そもそも計画当初で、これも具体的な頭数ではないですけども、金額的には100万円から200万円ぐらいの費用で、多分、そうすると頭数的には50頭から100頭の間ぐらいになると思うんですけども、そのぐらいをある程度想定はしていたんですけども、実際にはそこまでいかないなというような感じがしています。

なので、これも支援すること自体は大事ですけども、どこかでいろいろなことを考えながら、今後のことを考えていかなければいけないのかなと、ちょっと漠然とした言い方ですけども、そんなことを思っています。

今、連絡会ということで、仙台市さんと獣医師会と、あとエーキューブさんとで今後のそういう支援の活動のことを考える会議というものを持っていますけれども、今後は制度的というか、組織的な取り組みが本当に必要かどうかというのも一応考えながら、ただ、支援の活動自体は全くしませんというようなことは、確かにそれは無理があるというか、無謀だとは思いますが、何か1つの活動の区切りみたいなものがもしかしたらあってもいいのかなと、ちょっと一方では思っています。

ただ、何もしないという意味ではなくて、形を変えてやっていければいいのかなというように思っています。

今は、思っているということだけなので、具体的な状況を把握して、またその都度

	<p>連絡会でお話しして決めていければいいかなと、柔軟に対応しようかなとは思っております。大体そんなところですよ。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、エーキューブの後藤さんのほうから動物介在活動について補足説明がございましたらお願いします。</p>
後藤委員	<p>NPO法人エーキューブの後藤と申します。</p> <p>資料でいいますと、資料1の3ページになります。</p> <p>先ほども小野寺所長のほうからお話がありましたけれども、昨年度と比べると、かなり要請がふえまして、それに対して15校の対応、1件だけインフルエンザによる学年閉鎖があったために中止になったということがあります。ぜひとも、だったら中止ではなく延期にしてほしいというお話だったのですが、後半も日程がこのように大変詰まっている状態なので、お応えできるかどうかというふうな形に今なっています。</p> <p>このように、早い時期から直接的なアプローチをしていただいたおかげで、私たちエーキューブも会員の犬のやりくりを何とかうまくやりながら活動を進めてまいっております。おかげさまで、センターのほうで開いてくださるセミナーとか、あといろいろな青葉区民まつりですとか、そういったイベントの際に会員の募集をかけ、いろいろ犬連れの方に声をかけという、私たち会員みんなも一丸となって頭数をふやす努力をし、来年度デビューの犬たちも続々とその日を待っている様子なので、今年度よりはもう少し楽にできるかなと思います。</p> <p>一時期、本当に会員の犬たちの高齢化というところで、犬の対応も減少傾向にあるときがあったのですが、何とか少しずつですがふえていって、今回、結果的に14校の対応になるかとは思いますが、そういった対応ができるまでの数を何とか今頑張っております。</p> <p>そのほかに、エーキューブとしては独自に児童館とか、そのほか老人施設、障害者施設での活動も要望されて、前年度より回数が多く、病院に対しては前年度1回だったところが、今年度は3回プラス、さらにもう一回やってほしいとおっしゃってくださっています。ということは、病院のほうでもすごく効果を感じてくださっているのではないかなと思っております。</p> <p>小学校のほうでも、いわゆるロボットとかぬいぐるみではなく、本当に犬を連れていくことによって犬を触ったことによって温かい。「なぜ温かいんだろうね」というお話を。「同じ血が流れているからだよね」と、そういった形で、同じ生き物、生きているということを各ハンドラーもしくはサポートする人間で子どもたちに伝えるということをやっております。その中で、先生方もちょっと動きが激しいというか、お友達になかなか優しくできないというふうに心配されていたお子さんたちも、犬にこのように優しく触れることができるということを感じていただいて、先生方の感想でも、「あの子がすごくいい笑顔をしてくれたのがとても印象的でした」というようなお話があったり、「お友達同士、ちゃんと譲り合う姿を見られたのがよかったです」という先生方の感想もよくいただいております。</p> <p>子どもたちも本当にちゃんと私たちのお話も聞いてくれて、感じたことを言葉に出</p>

	<p>してくれて、そして犬たちが危険な目に遭うということも全くなく、本当に優しく楽しく笑顔で過ごすことができいております。なので、やはり、こういった活動も大切だなと日々会員みんなで話しながら、そして、より一層きちんと伝えられるようにということで、自主研修等のなかで一生懸命勉強しながら、わかりやすく丁寧にということも心がけてやっております。</p> <p>そういった形で、今後、来年度も結構ご希望があるかと思っておりますので、ぜひ一生懸命対応していきたいなと思っております。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ということで、平成 29 年度の仙台市動物愛護アクションプラン実施状況について、ご質問等いただけましたらお願いします。</p> <p>では、会長のほうから先に。</p> <p>今、エーキューブさんのほうから AAE 活動の報告があったのですが、この活動回数が非常に広がっているかと思っております。これだけ努力していただいて、学校からの評価、すなわち AAE 活動が子どもに与える影響の調査等の報告はないのですか。</p>
後藤委員	<p>数値的なデータではないですが、子どもたちが必ず始まる前に先生たちとこういう内容で活動するのですよという形でお話しされたときに、例えば絵を描くというようなことがあった場合、終了した後にも、例えば犬の絵を描いてもらうとか、あとそれに合わせてどんな感じだったということで、例えば 1 人の会員が「日ごろから一緒に暮らす家族だから健康にも気をつけているんだよ」というお話をすると、必ず子どもたちが「いつまでも大切に長生きさせてください」というような声、その子どもたちの声はたくさんお手紙としていただいております。</p> <p>そのほかに、先生方の総評というものではないのでしょうかけれども、お手紙の中に「子どもたちがとてもいきいきして話を聞いていた姿が印象的でした」といったお話はお手紙としてはいただきますが、残念ながら数字でどのように変わったという形の統計はとってはおりません。</p>
佐藤会長	<p>前日も、坂本先生のほうに提案したのですが、やはり、動物愛護活動の効果、AAE 活動の評価、教育効果を評価する専門の先生方ですので、そういう動物愛護活動が子どもにどのような影響を与えたのかということをもう少しまとまった形で報告いただけるとよろしいのではないかと思います。そういう要請を行政のほうから一度提案してやったらいいのではないかと思います。</p>
動物管理センター 所長	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>来年度実施に向けまして、そういった効果検証のほうもしていきながら、より効果的な事業となっていくように進めていきたいと考えております。ありがとうございました。</p>
佐藤会長	<p>お願いします。</p>
山口委員	<p>もう一つ、佐藤先生のも加えて、検証のときに、終わったすぐ後も必要なんです、その後半年とか、間隔をあけた後、子どもたちがまだそういう気持ちを持っているかどうかというのも検証のときに必要だと思いますので、そのすぐ後だけではなく、ちょっと時間をあけた後の検証もやっていただけたらなというふうに思います。</p> <p>それと、まだあるのですが、公園等によるマナー向上の推進というところで、</p>

	<p>4ページですが、本当に早朝、夕方、お疲れさまですと申し上げたいと思いますが、それで、効果はある程度見られたのでしょうか。この早朝、夕方監視というのは、ノーリードにしていたりとか、あるいは糞を放置していたりとかということがメインですか。</p>
動物管理センター 所長	<p>そうですね。早朝とか夕方とかに散歩している方がちゃんとリードをつけているとか、あと糞とかもちゃんと始末しているとかということで監視しております、糞とかも大体は皆様、ビニール袋とかちゃんと持ってやられているのですけれども、さらに啓発という意味も込めて、糞袋とかも配りながら、こういったちゃんと散歩とかも適正にやってくださいねということを毎年啓発しております、苦情というか、行っている監視の内容からすれば、だんだんそういったノーリードとか、糞もしつぱなしとかというのは減ってきているような感じとなっております。</p>
山口委員	<p>効果は一応あるということで、せっかく努力されていますので、効果がぜひともあらわれてほしいなというふうに思っています。</p> <p>それから、もう一つ効果のことでお聞きしたいのですが、動物取扱業者の責務の徹底というところで、7ページですが、結構立ち入りをしてくださっているのですけれども、不適正飼養とか展示の改善をお願いしたときに、どれぐらい改善率があるのかというのをちょっと教えていただけたらと思います。</p>
動物管理センター 所長	<p>立入した際に、指摘事項と指摘事項についていつまでに改善してくださいと書いて置いてきます。その後に立ち入る機会があれば、改善の確認はしているのですけれども、今、統計的データを持っていないので、即答はできず、申しわけございません。</p>
山口委員	<p>それと、何回か行くとおっしゃっていましたが、指導、勧告、命令というものがあっても、どれぐらい指導をして言うことをきかなかったら勧告に移ってという、そういうのはありますか。</p>
動物管理センター 所長	<p>今時点では、行政指導の範疇のみでやっている状況でございます。</p>
山口委員	<p>余り言うことをきかなかったら、勧告に行くのもいいのかなというふうに思いますけれども。</p>
動物管理センター 所長	<p>登録取り消しとか、もうほとんど許可に近いような動物取扱業にはなっておりますので、かなり強い対応はできると考えておりますけれども、今のところは行政指導の範疇での対応で済んでおります。当然、今後悪質な業者とか出てくれば、そういった勧告とか、より厳しいものにしていく必要があるとは思いますが、今のところは行政指導で行ってございます。</p>
山口委員	<p>ありがとうございました。</p>
佐藤会長	<p>そういう業者の問題について、協同組合等で議論になるということはあるのでしょうか。</p>
木村委員	<p>私ども組合の役員会でもいろいろケージのサイズですとか衛生面ですね。あと販売形態とかいろいろ話し合いをしまして、法律も変わって、子犬の販売をする日にちもずっと後に下がってきて、以前に比べれば、多分、私ども知る範囲の中では、厳しい行政指導を受けるような店というのは今はないと思います。ただ、中には個人でやっ</p>

	<p>ている人たちはちょっとわかりませんが、法人でショッピングセンターであったり、ホームセンターの中であったり、デパートの中であったり、そういう場所で営業されている会社は、余りそこに引かかるようなケースはないと思っております。</p> <p>経営者自身もかなりそこはお客様の立場に立って、位置を変えてものを見ていますので、これじゃお客さん来ないよとか、これじゃ売れないよとか、そういう考えで展示もしていますから。ただ、ケージのサイズとかいろいろ最近議論もされていますけれども、これはやはり、つくられてもう十何年になる店と、これから新しくつくる店では、ちょっと簡単にサイズを変えるというわけにもいかない部分がございますので、経費の部分とか建物の設計の部分で、そういう部分で今後問題になるかとは思いますが、今現在、私の知る限りの中では、皆さん、それなりにやれる範囲内で真面目に仕事に取り組んでいるとは思っております。</p>
山口委員	<p>昨日、環境省の会議があったのですが、そこでも少し問題になっていたのは、ショップは一般の人の目が行くのですが、お家の中で繁殖されているブリーダーさんの中には、結局人の目が全然入らないということで、相当な臭い等の発生があって初めてわかるというところがあったりします。</p> <p>仙台にどれぐらいブリーダーさんがいらっしゃるのか全然わかりませんが、多分、お店のほうは外から見えますので、皆さん、多分いろいろ気をつけていらっしゃると思うのですね。</p> <p>その辺は逆に木村委員のほうでブリーダーさんのこととかはつかんでいらっしゃいますか。</p>
木村委員	<p>すみません、私どもブリーダーさんの方で組合員というのは、専門ブリーダーというのはほとんどいないですね。ショップをやりながら、ちょっとやっているという人間はそれなりの数おりますけれども、今、ブリーダーが多いのは北関東とか九州、その辺はかなり専門にブリーディングされる方が多いですよ、1カ所あたりでも。</p> <p>ただ、この辺でも、昔は小遣い稼ぎでやっていた方が随分いましたけれども、法律が変わって、今ほとんどそういうことができなくなってきて、余り聞かなくなりましたね、特に犬に関しては。ただ、猫はそこから漏れてしまいますので、ちょっとその辺は詳しくは、猫とかだと、やはりなかなか問題の多い方もおりますね。</p>
山口委員	<p>そうですか。ただ、猫でもブリーダーさんは取扱業ですから、自治体のほうではつかんでいらっしゃいますか。</p>
動物管理センター 所長	<p>定期立ち入りはするんですけれども、実際に自宅で繁殖されている方もおられます。ただ、行政指導が入ることはあるんですけれども、そんなにひどくてこれはやめさせるといふ事例は、今のところないのが現状でございます。</p>
山口委員	<p>ありがとうございました。</p>
佐藤会長	<p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>では、私からもう1点。2ページ目の苦情の問題ですけれども、所長のほうから説明があったように、単なる飼い主のいない猫だけでなく、飼い猫についても苦情があるという話でした。飼い主のいる猫に対する苦情と、いない猫に対する苦情というのは、どのぐらいの比率なのですか。</p>
動物管理	<p>データの的には、添付させていただいているんですけれども、猫の苦情で、飼い主</p>

センター 所長	のいる猫と飼い主のいない猫というデータ分けはしていないので、多分、これは質問相談票から起こせば統計的にはとることができると思うのですが、実際、今のところそういった統計は出しておりません。
佐藤会長	対応したイメージ的にはどうですか。飼い主、飼い猫に対する苦情というのは、結構多いのですか。
動物管理 センター 所長	飼い猫に対する苦情も多いですし、飼い主のいない猫に対する苦情も多いのが現状です。
佐藤会長	じゃどちらにも、やはり指導が必要だということですね。
動物管理 センター 所長	季節的に繁殖時期になると、やはり飼い主のいない猫で「ふえているので何とかしろ」というのも多いです、今時点ですと、先ほどちょっと説明させていただいたとおり、高齢世帯とかで認知症とかになってしまって、えさやりしてふやしちゃっているとかという苦情とか、あとは保護の世帯とかで、雄と雌を2匹飼っていたら何十匹となって、それでもうあとは「入院しちゃうから何とかしろ」とかというのは保護課等の保健福祉機関から来たりとか、そういった苦情例が今多くなっているところではあります。
佐藤会長	ありがとうございました。 ほかにございますか。お願いします。
木村委員	先ほどの所長のご説明で、件数は横ばいで、対応が複雑化しているというお話があったと思うんですね。1件当たりの時間がかかっていると。どんなふうな内容なのでしょう。
動物管理 センター 所長	先ほど申しましたように、生活保護世帯とは限らないですが、猫をまず2匹飼っているところから始まりまして、不妊去勢を最初にすれば、そんなにお金はかからないんですけれども、そういう不妊去勢するお金がないということで、そのまま飼っているうちにどんどんふえてしまった事例もあり、それでも飼えると、保護課の方に聞くと「飼える」と言っているうちは、やはり保護課として指導はできないというお話はされました。飼っているうちにどんどんふえて入院とかされた後に、「何とか対処してくれ」という話になるんですけれども、大量に持ち込まれても、センターでもそんなにキャパとかもないですし、NPOさんとかボランティアさんの力もお借りしながら対処している現状ですが、それもすぐすぐには対応できないので、なかなか苦慮している事例がだんだんふえてきているという状況にはございます。
佐藤会長	不妊去勢の必要性を感じていない人も結構いるのでしょうかね。
動物管理 センター 所長	そうですね。不妊去勢自体がかわいそうだとかという方もおられるし、お金がないという方もおられるし、えさやりさんとかでもえさをやるのは責めるわけではないんですけれども、「えさをやってふやすのであれば、ふやさないようにちゃんと不妊去勢してやってください」と言っても、また「なんで私がやらなきゃいけないの」とかと言われる方も多いですし、なかなかそういったところでの不妊去勢というものは進まないのが現状ではあります。
佐藤会長	よろしいでしょうか。ほかにございますか。お願いします。
後藤委員	猫の苦情・相談の状況のところなんですけれども、一番最後のページの、まだ年度

	<p>の途中なので暫定なんだろうけれども、この中で、引取相談が 26 件というふうになっているんですが、これは子猫を、庭先で生まれた子猫を引き取ってほしいとか、そういったものも含まれた数ですか。</p>
動物管理センター 所長	<p>こちらの 26 件については飼い主からなので、引っ越しとかのときに持っていけないとか、あとふえちゃって飼えないとか、そういったところの引取相談ということになります。</p>
佐藤会長	<p>よろしいですか、後藤委員。ほかにご質問ございますか。お願いします。</p>
山口委員	<p>今の飼い主からの引き取りというのは 26 件あったということで、頭数ではないですよ。相談件数ですよ。これで頭数が前の頭数になるのですかね。前のほうにあった引き取りの猫の収容頭数になるんですね。</p>
動物管理センター 所長	<p>こちらは飼い主からの相談とかが 26 件で、野良猫の引取駆除というのが 55 件の相談件数となりますけれども、例えば、相談なしに持ってくる場合もございますし、そこで突然持ってきて、引き取り、その事由では引き取れませんよとってお返しするときもあるんですけれども、引き取らざるを得ないときもあるし、警察から持ってこられる、警察経由で来ることもあるので、この苦情とか相談件数がそのまま引取件数とリンクしているわけではないです。</p>
山口委員	<p>それから、先ほどの生活保護を受けていらっしゃる方のところで雄・雌を飼っていて、「飼える、飼える、飼える」って言ってどんどんふえちゃったという。生活保護を受けていらっしゃるの、「飼える、飼える」で生活保護課の方がお家に行っていていらっしゃるんですよ。そこで「飼える」って言うている間はどうしようもないというふうに生活保護課の方が考えていらっしゃるんですよ。</p>
動物管理センター 所長	<p>そうですね。保護課とすれば、「本人の生きがいにもなっているし」という言い方もされました。本人が自分の生活保護の受給範囲内で飼えるという話なのであれば、なかなかその指導というのはできないというお話はされていました。</p> <p>実際に、生活保護受給世帯で動物を飼っている世帯はかなり多いというお話でしたので、こういった問題はまたどんどん出てくる可能性はあるかなと思っています。</p>
山口委員	<p>大体劣悪多頭飼育で入るときって、はっきり言って、本当に生活保護を受けていらっしゃる方が多いんですね。だからこそ不妊去勢手術ができなくてという。だから、「まだ飼える、飼える」と言っているけど、結局、不妊手術もできないし、医療もかけられないし、何とかご飯をあげるだけが精いっぱいということで「飼える」と。ご飯をあげたら飼っているという感覚なんだろうと思うんですよ。お世話ができるとかではなく、ご飯をあげているだけで「飼える」とおっしゃっていると思いますので、それは飼えているとは言えないので、その辺のところをきちんと飼育管理、生活保護の家庭の中で医療もかけ、予防もできという範囲で飼える頭数というのを、やはり生活保護課の方って動物のことをご存じない可能性もありますので、生活保護課の方々と、どれぐらいの頭数で医療費がどれぐらいかかってとかいう話し合いを生活保護課の方とやっていただければ。だったら、これ以上の頭数は無理でしょうという、その辺の話し合いをやっていただいて、そこで生活保護課の方から、「1 頭あたりの飼育費用を計算するとこれ以上の飼育は無理ですよ」というお話から指導していただいて、とにかく劣悪多頭飼育というものを予防するのが一番で、今までも 100 頭一遍に出てきた</p>

	<p>ら、本当にボランティアさんのところへお願いするにも、どこも 100 頭一遍に引き受けなんかできませんから、やはりもう予防的に動くしか、もう本当に頭数を減らすしかないの、その辺のところ、ぜひ人間の福祉課の方々と、理詰めで話ができるような用意しておいていただけたらなというふうに思います。</p>
動物管理センター 所長	<p>それも感じておまして、今年度、そういった生活保護関係とか、そういった方の研修会のときに、積極的に出向いていろいろこういった資料とかも提示して、なお、オスメス2頭いれば、環境省の試算だと3年で2,000頭にふえちゃうよというお話とか、1頭あたりどれくらいえさ代がかかるとか、そういった話もさせてはいただいているんですけども、なかなか法律の壁というか、生活保護受給の法律ではそういったところまで関与しちゃいけない、人間に対することなので、動物に対しては関与しないとか、いろいろあるらしいですよ。</p>
山口委員	<p>そうなんですか。</p>
動物管理センター 所長	<p>だから、担当職員が、どこまでやっていいというのがもう決まっているみたいで。</p>
佐藤会長	<p>縦割り行政だから。</p>
山口委員	<p>ただ、今まで、これもちよっとやり過ぎだと逆に思ったケースが、「生活保護世帯なんだから動物を飼ってはいけない」と言って指導した人が、生活保護課の方でいらして、それはまたちよっと違うだろうと私たちは思ったんですけども、保護世帯の中で飼える頭数というのを割り出す必要はやはりあるんだろうなと思うんですね。</p>
動物管理センター 所長	<p>環境省のほうでも、やはり福祉部署との連携というのは必要だとは感じているみたいですので、そういったところで、また厚生労働省とか環境省のほうとも連携していただいて、制度的に何かできればやりやすいのかなというのは感じております。</p>
山口委員	<p>環境省には伝えます。</p>
佐藤会長	<p>すごく重要な指摘だと思います。動物を飼うに当たっては、動物の福祉がちゃんと適正な状態になっているかということが重要ですので、それなしでただ飼うという話はありません。その辺をぜひ、福祉関連の方にも、生活保護関連の方にも理解していただくということが必要なのだろうなと思いました。</p>
保健衛生部長	<p>生活保護部門で「指導できない」とかと言っているのって、多分、山口委員おっしゃったように、確かにペットを飼うということまでは、「飼ってだめ」とかと言う部分は、やはり人権の問題もあると思うので、そのレベルの指導というのは正式な文書で指示するとか、そういう部分ではできないということだと思うんですけども、このまま不妊去勢もしないで飼っていたらと絵でも見せて、「本当に何十頭になって、これでやっていけるんですか。それじゃ困りますよね」という、その助言的なことをしてだめということではないと思うので、やはり、その人の生活保護受給者の方のためでもあって助言するという部分は何でもできると思うので、その辺を、やはり先ほど所長もおっしゃいましたけれども、わかりやすく、生活保護受給者だけでなく、いろいろ高齢者でも同じ問題があるから、その間に入って支援とかコーディネートする方々、ケアマネであるとか地域包括とか、いろいろ連携も始めているところですけども、そういうコーディネートする方にまず理解してもらってというのは大事なかなと</p>

	<p>思っていましたので、多頭飼育の問題でかなり大きくなってきましたので、わかりやすいツールをつくってアプローチしていくということも大切だなと思っていましたので、ご意見を踏まえていろいろやっていきたいと思います。</p>
佐藤会長	<p>ほかにございますか。時間も押していますのでいいですかね。</p> <p>議題1の今年度のアクションプラン実施状況については、承認されたということによろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>それでは、続きまして、平成30年度の実施計画（案）についてご検討ください。ご質問、ご意見をお願いします。</p> <p>それでは、私のほうから。3ページ目のI-⑤特定動物、これは逸走時というか、災害時にはどういう対応をすることになっているのですか。これも同伴避難なんですか。</p>
動物管理センター 所長	<p>特定動物については、こちらは登録ではなくて許可、一般には飼うのは禁止されていて、特定の条件を満たしたときに限り、飼ってもいいですよという許可は出しております。それを取っている施設が、動物園のように、一部ではありますが施設全体を特定動物の飼養施設として取られているところもございまして、あとは箱を二重箱にしてとか、二重扉にしてとか、そういった形で輸送箱みたいな形のところで飼われているというような許可を取っているところもありますけれども、基本的に災害時にどうするかという話になると、動物園みたいな固定施設であれば持ち出すことはできないので、その場で逸走防止措置をとっていただくような形になるかと思っています。箱で許可をとっている場合は持ち出せないことはないんでしょうけれども、持ち出すときにいろいろと手続が必要となるので、そういったところの災害時の特定動物というのは、逸走防止措置をとってもらうということになるかなと思います。</p>
佐藤会長	<p>そうですね。特定動物の飼育許可を取っているところについては、災害等があっても、対応できるかという確認等をとっているということですか。</p> <p>お願いします。</p>
後藤委員	<p>災害発生時動物愛護対策事業、4ページです。ここにペット同行避難についての普及啓発に努めますというふうに、いつもどおりというふうに私は受け取っておりますけれども、河北新報にこの間載っていたもので、環境省のほうで改定があるということで、新聞だと本当に一文だけを切り抜いた文章になってしまうので、「飼い主とともに避難することが基本とした一方で「避難所での同居を意味してはいない」とも明記」とありましたけれども、そういうふうに、「避難所での同居を意味してはいない」というふうに、これを読んだときに、えっと私自身は思ったんですけども、これについて仙台市としては今までどおり、やはり同じ、一緒のところというか、建物の中のどこか一部分に避難ということによろしかったのでしょうか。</p>
動物管理センター 所長	<p>済みません、環境省からまだ正確なものが来ていないので、この場ですぐどうのこうのというのはできないんですけども、基本的には今のスタンスとすると、災害時の計画として、まず仙台市が大きな枠組みを示して、それに対して各町内会とかがつくっているという状況なので、それに沿ってやっていくような状況にはなるかなと思っています。</p>
後藤委員	<p>ありがとうございました。</p>

山口委員	<p>多分新しいガイドラインが2月か3月に環境省から出ると思います。新聞の取り上げ方がちょっとどうかというところがありますので、なぜそんな言葉が入ったか、その文言がどうなっているかというのはわからないのですが、ただ、環境省とやりとりしているときに出てきたのは、熊本地震のときに問題があったんですね。同行避難というのは避難所に連れてきて寝床まで一緒のことを言うんだということだとある愛護団体がすごいごり押しをして、結構周りの人が大迷惑をこうむったということがあったりしたんですね。だから、危険なところから連れ出して避難所に連れてくるというのは環境省もそのとおりだと思っているんですが、寝床まで、自分のベッドのところまで一緒というのは、教室のように部屋が区切られていたらそこはまた話は別ですが、ただ、体育館のようにだだっ広いところで、みんなでお布団ひいて寝ているようなところでやると、その中にアレルギーの人がいたりしたときは困るだろうということがあったりしました。今回の改訂で、動物を連れてきて、その建物の中あるいは別棟にプレハブで用意するとか、そういうことは今までどおり考えられているみたいなんですよね。だから、文言がどうなっているかというのは、ちょっと開けてみないとわからないというところがありますけれども、問題があったので、その辺、言葉を慎重に検討されていると思われます。</p>
動物管理センター所長	<p>仙台市でも学校とかいろいろなところと話し合うのに当たって、やはりアレルギーとかそういった問題もあるので、もしやるとすれば、やはり教室を区切るとか、どこか普通のペットを飼っていない人とペットを飼っている人と別なところという形でしか進められないのかなと考えているところでございます。</p>
佐藤会長	<p>避難所の運営の中での検討はどこまで進んでいるのですか。各町内会に任されているのでしょうかけれども、これまでは町内会の防災訓練等で同行避難の情報を流されているかと思うのですが、最終的には避難所は町内会が運営するということですよ。その中で、動物をどういうふうに飼うのかという話し合いというのはどこまで進んでいるのですか。</p>
動物管理センター所長	<p>仙台市の基本的な計画でも、ペットと同行避難までは書いてあります。じゃそのあとはどうやってやるのか、外につないでおくのか、部屋に入れるのか、どうするのかまでは明記されておらず、あとは各町内会の特性に応じて、各町内会でつくることになっています。そこで、町内会の避難訓練に参加するときに同行避難の話をする、学校と町内会の温度差というのはあると感じています。犬を実際に何頭か連れていきましようといっても、学校側から小型犬1頭だけをお願いしますとか、そういったお話もされるので、実際に震災を経験した都市としては進んでいないのが現状だと感じております。こういったペット同行避難する場合に、日頃からまず飼い主がちゃんとやれないとだめだよという、しつけとか、ちゃんとクレートとかに入れられるようにとか、そういった訓練も普段からして、いざというときにはそういった避難所とかにも持ち込めるような形にする大切さを伝えていきたいと考えております。つまり普段からペットで迷惑をかけているとか、苦情がある場合だと、そういった町内会だと、どちらかという、何であんな迷惑を普段からかけられているのにというのも出てくるでしょうし、やはりそういったところがないことが前提になるかと考えております。そういったところの啓発もしていきつつ、また学校とかで分割してできな</p>

	いかという啓発とかも引き続きしてまいりたいと考えてございます。
佐藤会長	お願いします。
木村委員	町内会でも温度差があるということでしたが、確かに前回の震災のときにも、隣の多賀城市、多賀城市さんは文化センターの中の1部屋、1つ大きな部屋がペットを飼っている人たちだけの部屋だったんですね。何でできたかというと、その館長がたまたま自分のところで犬を飼われていて、そういう思いがあって、自分が不便なので、多分不便な人がいっぱいいるだろうと思ったら案の定いた。やはり、町内会でも幹部の方がペットを飼われる方がいないところだと、かなりの温度差が出てくるのではないのかなと思われませんか。その辺を、やはり飼っていない方は飼いたくないから飼わないんでしょうし、強制的に理解しろというのもこれはなかなか難しい話でしょうから、そういう温度差をできるだけ小さくしていくには、いろいろ話し合いが必要なのかなと思います。
山口委員	<p>そのときに、やはり動物・動物・動物、犬・犬、猫・猫とっては、なかなかペットを飼っていない方々は、何で趣味で飼っている動物にというふうに反発が結構来ちゃう。</p> <p>でも、緊急災害時の動物救護というのは、もちろん動物の命を助けることもありますが、結局は人にくっついていて動物を助けないと、人も絶対避難しないと。一緒にないと避難しないとという人が、もう本当に1986年の大島の噴火のときから、そういう人がいましたし、海外でも、映像とか見られたらおわかりのように、ほとんど一緒に避難されていますよね。ですから、人を助けるためにはくっついていて動物を助けないと人も助けられないということで、本当に人を助けるというところを前面に出さないと、なかなか「動物を助けるために」と言うと、動物を飼ったことのない人、嫌いな人にはちょっと抵抗されるというか、「人が大変なときに何で動物、動物って言うの」ということになってしまいますので、人を助ける、そのためにくっついていて動物も一緒に助けるというところに話を持っていかないと、それから放置しておく、福島であったみたいに、結局、野良化すると、何代も人を見たことのない犬が生まれてきたりしますと、やっとな帰れるということになっても、人を見たら「ウー」と威嚇する、あるいはもうかなり攻撃的な、とても飼うこともできないような犬がいて怖くて帰れないということであったり、死体が結構出てきてしまったら公衆衛生上の問題が起こったり、感染症の問題が起こったりということになりますので、結局、飼っていない人にも影響が大ですよということを強調していくことが早道かなというふうに思います。</p>
動物管理センター所長	動物管理センターの業務、人と動物の共生を目指すというのが一番だと思いますので、また今の山口委員のご意見とかも参考にさせていただきながら、いろいろと事業を展開させていければと考えております。
佐藤会長	ほかにございませんか。お願いします。
小野副会長	また別の話で、2ページ目の「I-③未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策」ということで、実は獣医師会の事務局であったり、あるいは獣医師会の会長の会議であったり、そういったところでも犬がどんどん減っているということで、ちゃんと接種率を上げるようにしないとだめだよという話が最近多くなっています。

	<p>そういう中で、もうこれは昔から自分がもちろん会長になる前の普通の平の会員だったころから、督促状が12月ぐらいに毎年出るのはわかっているんですけども、それって遅いよねという話がよくあって、なので、例えばもともと接種の時期が予防規則だと6月末までなので、例えば8月とか9月ぐらいに一度出して、それでまた12月に出してとか、2回ぐらいやっちゃったらどうかなという話はよく聞きます。予算措置が必要なことだと思いますので、あと事務的なことも大変だろうと思いますので、障壁はあるかと思いますが、督促状を2回出す価値はあるのではないかなと考えます。その辺、その体制とか予算のこととか、可能性がもしあれば検討していただけないかなとちょっと思っていました。</p>
動物管理センター 所長	<p>事務的なこととか、その予算措置とかもちょっと考えつつ検討させていただきたいとは思っています。</p>
後藤委員	<p>今ちょっと思ったんですけども、例えばペットホテルに泊めるとか、そういったときって、必ず狂犬病の注射を打っている証明とか、あとワクチン注射も打っていますという証明を出しますけれども、動物病院にかかるときって、逆に狂犬病を打っていますという証明というのは全然出すということはないので、お話しするとたまにワクチンはしっかり打っているんですけども、狂犬病は打っていないという方を見かけたりするので、それは動物病院のほうでも確認というのはどうなのかなとちょっと思いました。</p>
小野副会長	<p>コメントとしては、通常の、例えば健康な動物の健康診断であるとか、そういうタイミングであれば狂犬病の話は普通にできていいですね。ただ、病気で来られたときに、じゃ狂犬病をまず打ちましょうということができないという場面が多々あるので、そうすると、そのときに、本当は狂犬病を打たなきゃいけないんだけどという話からは始めないので、とにかく病気を治しましょうという話がやはり最初になりますから、それで打っていないんだけどもというところで抜け落ちてしまう動物って、多分少しいますよね。それは常々思っています。</p> <p>だから、それはもうちょっと獣医師会的には今の接種率の向上に関しては、獣医師会的にも少しはちゃんと真面目に取り組まないといけない問題だと思っています。ちょっと漠然とした答えですけども、そんな感じです。</p>
佐藤会長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>2ページ目のI-②の収容動物の譲渡の促進ですが、以前に、高齢者をターゲットに譲渡を促進するという話があったかと思いますが、そういうのはありましたっけ、なかったっけ……</p>
動物管理センター 所長	<p>反対に、今、猫も20年とか生きるんで、65歳とかしかいない世帯とかにはちょっとチェックリストを書いていた状況でお断りしている状況なんです。飼えなくなるという状況のほうが怖いので、ちゃんと飼うんだったら終生飼育ということで、年齢制限は反対にかけさせていただいております。</p>
山口委員	<p>この間のテレビでも山崎恵子先生がおっしゃっていたと思いますけれども、シニア・フォー・シニアという高齢者の方に高齢動物を飼っていただこうと。確かに高齢者とともに暮らすといろいろな健康的ないい面があるとかというのをデータでも出て</p>

	<p>きてはいますけれども、そのために動物が宙に浮いては何もなりません。ただ、日本はどうしても子犬、子犬って言うてしまう。けれども、海外はシニア・フォー・シニアで、高齢の方には高齢の動物をとということ。子犬というんだったら、ちゃんと後見人といえますか、お嬢さんがいらっしゃるとか、必ずあとは大丈夫よという方がいらっしゃる場合は子犬でもいいんですけれども、大体子犬ってお世話が大変ですから、子猫も。高齢者って大変な思いををすると思うんですよ、もう落ちついた年齢の子のほうがとても、もっと楽に最初から一緒に暮らせるというふうに思いますので、その辺のところを成犬、成猫、あるいはもうちょっと落ちついた8歳でも9歳でも、猫は20年生きたらまだまだですから、その辺のよさをもっとアピールすることをやっていたといいかなと。どうしても子犬、子猫のほうに目が向いていらっしゃるので、大人の犬はこんながいいよというのをもっとみんなと、獣医の先生方も一緒にアピールしていただけたらいいかなと思います。</p>
佐藤会長	<p>ご検討よろしくお願ひします。</p>
動物管理センター 所長	<p>実際に私も譲渡とかにきた人に、実際に飼ったことがないという人には、子猫とかだと、なかなか難しいので、反対に、家でケージとかで飼っていただけのような、人なれしている子のほうが、若干大きいけれどもいいですよと、そういう話もさせていただいていますし、先ほど後見人というお話もされたんですけども、65歳世帯だけの方でも、私が責任を持って何かあったときには見ますという内容の念書を持ってきた場合には、譲渡とかはしております。</p> <p>また、譲渡するときには、必ず職員で検討するので、老犬をシニア世代にというのも選択肢の一つにはなるのではないかなと考えております。</p>
佐藤会長	<p>ほかございますか。意見も出尽くしましたか。いいですか。</p> <p>それでは、平成30年度のアクションプラン（案）も承認されたということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）</p> <p>それでは、これで予定の議題は終わりました。その他、何か審議したい案件とか報告したいこととかございますでしょうか。</p> <p>なければ、最後に、今回初めて協議会に参加された方が多いですので、ご感想、今後の抱負など、一言お伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。小野先生、どうですか。</p>
小野副会長	<p>勉強になりました。勉強します。</p> <p>以上です</p>
佐藤会長	<p>シンプルですけれども。そう思います。</p>
木村委員	<p>私も年に何度かセンターのほうにお邪魔してはいるんですが、なかなかここまで詳しいお話を伺うことはできていませんでした。これから、何かできることがあれば協力したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
後藤委員	<p>私は何回か傍聴はさせていただいていたんですが、実際この席に座ると、お話の速さについていけなくてなかなか大変でしたけれども、もっともっと勉強させていただいて、一緒にいろいろ、仙台市の動物たちがよくなるようにご協力できればと思っています。よろしくお願ひいたします、</p>
齊藤委員	<p>本日はちょっと遅刻しまして申しわけございませんでした。</p>

	<p>ちょっとそれもあるんですけども、私が普段ちょっと関わっていなかったような協議会に参加させていただきまして、大変勉強になりました。いろいろわからないところがあったので、今日は聞かせていただきましたけれども、また今後とも、こんなことできるのかなとか、これはどうなっているんだとか、たくさんのことを考えておりましたので、また後ほど、いろいろお聞かせ願えればと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。 それでは、これで進行を事務局のほうにお渡しします。</p>
動物管理センター 所長	<p>それでは、本日は円滑な協議会の運営に委員の皆様方、ご協力をいただきましてありがとうございました。 本日ご承認いただいた平成30年度のアクションプラン、それに基づいて、本市の動物愛護行政を進めてまいりたいと思います。 なお、平成30年の協議会の開催について、詳細は改めて相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。 委員の皆様、本当に長時間にわたりご討議いただきまして、どうもありがとうございました。</p>
進行	<p>それでは、以上、これをもちまして、第26回仙台市動物愛護協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は長い時間ありがとうございました。</p>
	-了-

平成 年 月 日
署名委員